

## 国民年金

## 国民年金からのお知らせ

## 新成人のみなさん おめでとうございます



## 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

自営業・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金の加入手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うこととなります。

なお、20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、第2号被保険者となっていますので、加入手続きは必要ありません。

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

## 国民年金(基礎年金) 3つのメリット

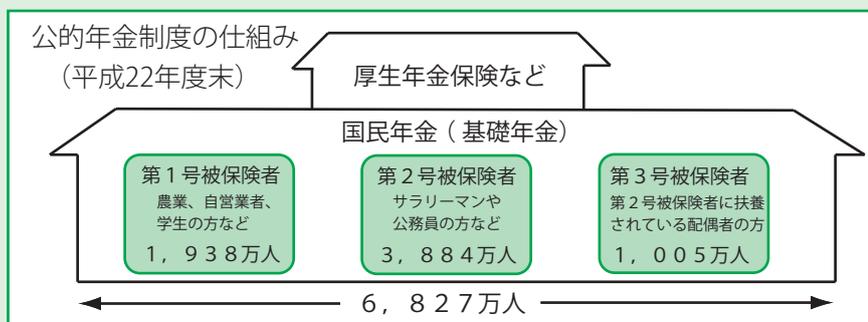
- 1 老後を支えます ⇒ **老齢基礎年金**
- 2 病気やけがで障害の状態になったときに支えます ⇒ **障害基礎年金**
- 3 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます ⇒ **遺族基礎年金**

## 世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

## 公的年金制度は2階建て

日本の公的年金制度は、2階建て構造になっています。



## 国民年金 Q&amp;A

**Q1** 国民年金の加入手続きは、どこで行えばいいの？

**A1** 国民年金の加入手続きは、市国保年金課国民年金担当窓口または大田原年金事務所で直接お手続きください。お時間に余裕がなく、窓口までお越しいただくことができない場合は、郵送によりお手続きいただくこともできます。

**Q2** 毎月の保険料はいくら？

**A2** 国民年金の保険料(定額)は、月額1万5020円です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

**Q3** 毎月1万5020円は払えない・・・そんなときはどうすればいいの？

**A3** 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。市国保年金課国民年金担当窓口または大田原年金事務所で申請を行ってください。なお、学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

## ■問い合わせ

大田原年金事務所  
TEL(22) 6313  
市国保年金課国民年金係  
TEL(23) 8928

